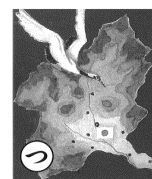




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年4月10日(火) 第9590号

目次

	ページ
公 告	
○都市計画事業の認可(都市計画課)	2
正 誤	
○平成30年1月12日群馬県告示第7号(森林保全課)	2
○平成30年1月23日群馬県選挙管理委員会告示第3号(選挙管理委員会)	2

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、平成30年4月2日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（平成30年関東地方整備局告示第147号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・46号 赤城山線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 前橋市北代田町字道東、字八反田、字薬師、字位田及び字宮前、下細井町字宮後並びに上細井町字東冷田、字荒井、字西冷田及び字桧下地内
 - (2) 使用の部分 前橋市北代田町字位田及び字宮前並びに上細井町字桧下地内
- 5 事業施行期間 平成30年4月2日から平成37年3月31日まで

■ 正 誤

○告示正誤

平成30年1月12日群馬県告示第7号（保安林の指定施業要件の変更予定）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9565号	3	19～ 24	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 草津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 草津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） イ 次の森林については、主伐は、択伐による。 草津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○選挙管理委員会告示正誤

平成30年1月23日群馬県選挙管理委員会告示第3号（政治団体の異動事項）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9568号	6	終わりから1	12月11日	12月26日
	7	2	12月11日	12月26日
	7	4	12月11日	12月26日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
